

# 県有林立木等処分代金分納 及び延納事務取扱要領

(昭和 49 年 6 月 8 日付け 治第 632 号)

(趣 旨)

第 1 この要領は、県の所有に係る立木及び素材（以下「立木等」という。）の処分代金の分納及び延納に関し、必要な事項を定めることとする。

(用語の定義)

第 2 この要領における分納及び延納の定義は次のとおりである。

1 分納

分納とは、契約に基づく納入金額、納入回数及び納入期限により数回に分けて納入することをいう。

2 延納

延納とは、契約納入期限内に納入できなかった残代金はその納入期限以降に納入されることをいう。

(分納の基準)

第 3 立木等処分代金は、原則として分納できるものとし、分納の基準は次のとおりとする。

		立木等処分代金	
		100 万円以上 500 万円未満	500 万円以上
納入期限		契約締結の日から当該年度内 3 か月以内	契約締結の日から当該年度内 6 か月以内
分納回数		2 回以内	3 回以内
納入 方法	第 1 回	立木等処分代金の 30 パーセント以上	立木等処分代金の 30 パーセント以上
	第 2 回	立木等処分代金の未納額全額	立木等処分代金の 30 パーセント以上
	第 3 回		立木等処分代金の未納額全額

(延納の手続)

第 4 買受人が売買代金の延納を願出しようとするときは、売買代金延納額（第 1 号様式）を売払代金納入期限 10 日前までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の願出があった場合に買受人が売買代金を一時に納入することが困難であると認めるときは、延納の特約書（第 2 号様式）を取り交わすものとする。

(延納の基準)

第5 延納の基準は特定の定めある場合のほか次のとおりとする。

立木等処分代金	100万円以上 500万円未満	500万円以上
納入期限内に納入する金額	立木等処分代金の30パーセント以上	立木等処分代金の30パーセント以上
延納期間	納入期限から当該年度内3か月以内	納入期限から当該年度内6か月以内
延納利息	未納立木等処分代金延期期間に対し年利6.5パーセント	未納立木等処分代金延期期間に対し年利6.5パーセント

2 延期期間は延納担保提供期限の翌日から未納立木等処分代金納付の日までとする。

(延納担保の提供)

第6 延納の特約をした買受人は、商工組合中央金庫、農林中央金庫、又は、手形交換所加入銀行で知事が確実と認める銀行が保証した手形（以下「延納担保」という。）を知事の指定する期限までに県に提出しなければならない。

2 前項の延納担保は、延納担保提供期限日における未納入額と前条の規定による延納利息の合計額以上の額面金額でなければならない。

(延納期間の起算点)

第7 延納期限は、延納担保提供期限の翌日から起算する。

(立木等の引渡)

第8 立木等処分代金を分納又は延納したときに引渡す数量は次のとおりとする。

- 1 分納を認めたときは、処分立木等の引渡し量は、分納した金額に相当する量とする。
- 2 延納を認めたときは、処分立木等の引渡しは延納担保が提供された後に行うものとし、引渡し量は処分量の全部とする。

(約束手形の決済)

第9 県は、買受人が納入期間満了の日までに未納立木等処分代金（延納利息を含む。）を完納しないときは、延納担保に係る権利を行使し債務の決済に充当するものとする。

(第1号様式)

## 売買代金延納特約申込書

年 月 日

新潟県知事殿

住所  
氏名 印

年 月 日付けで売買契約を締結した下記物件について、代金延納の特約をしたいので申し込みます。

### 記

- 1 物件の所在 郡 町 県行造林 団地  
市 村
- 2 物件の数量

樹木	材種	数量	
本		m <sup>3</sup>	

- 3 売買代金 金 円
- 4 延長する予定の履行期限 年 月 日
- 5 担保物件提供期限 年 月 日
- 6 担保物件提供予定年月日 年 月 日
- 7 提供予定担保物件の種類・数量  
銀行が保証した手形  
葉 額面 円
- 8 延納の理由

(第2号様式)

## 延納の特約書

売渡人新潟県を甲とし、買受人 \_\_\_\_\_ を乙として \_\_\_\_\_ 年 月 日  
付けで締結した売買契約書について、下記のとおり特約する。

第1条 売買代金の延納期間及び延納利息は次のとおりとする。

- (1) 延納期間 第3条に定める担保提供期限の翌日から \_\_\_\_\_ 年 月 日までとする。
- (2) 延納利息 担保提供期限の翌日から代金納入の日までの日に対し、当該延納代金に対して年利6.5パーセントの割合で計算した額とする。

第2条 乙は、売買代金の延納の担保として、次に掲げる手形を甲に提供する。

- (1) 保証した銀行名
- (2) 保証金額

\_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円

- (3) 満期 \_\_\_\_\_ 年 月 日

第3条 担保提供期限は、\_\_\_\_\_ 年 月 日とする。

第4条 乙は、売買代金、延納利息を \_\_\_\_\_ 年 月 日までに納入しなければならない。

2 乙が、売買代金（延納利息を含む。）を完納したとき、乙は担保領収証書を甲に返還し、甲は当該手形を乙に返還する。

第5条 甲は、乙が売買代金（延納利息を含む。）を期日までに納入しないときは、県は担保物件を処分して、債務の決済に充当するものとする。ただし、この場合残金が生じたときは、これを返付し不足があるときは追徴するものとする。

第6条 乙が、担保物件を期日までに提出しなかったときは、甲は乙の契約を取り消すことがある。

上記特約成立の証として本書2通を作成し、双方記名、押印のうえ各自1通を保有する。

\_\_\_\_\_ 年 月 日

新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県  
代表者 新潟県知事

乙 住 所  
氏 名